

令和4年第3回普代村議会臨時会会議録			
招集告示年月日	令和4年3月25日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和4年3月29日15時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和4年3月29日17時14分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 8人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	—	
	7	森 田 幸 一	○
	8	—	
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	5	古 沼 和 也	
	7	森 田 幸 一	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (15:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和4年3月29日(火)第3回普代村議会臨時会 ただ今から、令和4年第3回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 5番古沼和也議員、7番森田幸一議員の両議員を普代村議会会議規則第 120条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日でござ いいますが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日1日と決す ることにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。</p>
<p></p>	<p>松葉事務局 長</p>	<p>ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略)</p>
<p></p>	<p>議 長</p>	<p>広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 9番正路正敏議員。</p>
<p></p>	<p>正路議員</p>	<p>令和4年3月岩手県沿岸知的障害児施設組合の議会定例会の概要報告 についてお知らせします。 (以下、正路議員報告、記載省略)</p>
<p>特別職の職員 の給与に関す る条例の一部 を改正する条 例について</p>	<p>議 長</p>	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。 日程第4議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。</p>
<p></p>	<p>川向総務課 長</p>	<p>それでは、議案第7号についてご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略)</p>
<p></p>	<p>議 長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 (なし)</p>
<p></p>	<p>議 長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>

<p>普代村消防団員の定員、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>議長</p> <p>川向総務課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第 7 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 5 議案第 8 号「普代村消防団員の定員、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>続きまして、議案第 8 号でございます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 号「普代村消防団員の定員、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>令和 3 年度普代村一般会計補正予算(第 11 号)</p>	<p>議長</p> <p>川向総務課長</p> <p>議長</p> <p>嵯峨議員</p> <p>議長</p> <p>大村建設水産課長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6 議案第 1 号「令和 3 年度普代村一般会計補正予算(第 11 号)」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第 1 号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>1 番嵯峨典行議員。</p> <p>1 番嵯峨です。一般 12 ページ、21 款 1 項の 7 目で上普代 6 号線改良工事、中止により 500 万円減とありますが、ちょっと度忘れしましたが、この場所と中止になったいきさつを説明お願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>仮称の上普代 6 号線道路改良工事ですけれども、場所につきましては深渡橋から前村長さんといいますか、あの通りのものがございます。経緯としましては、台風によって村道であった橋が流されて、災害復旧で要望はしたんですが、採択されずということで、単独での復旧が難しいと</p>

	<p>議長 森田議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>いう判断になって、そこをご本人が自分のお金で、山を切って行く道を造ったということもありまして、橋が流された、村道分が流された分の補償じゃないですけども、代替として丘側に改めて道路基準による村道を整備する予定で予算計上させていただきましたが、ご本人と用地の方…。</p> <p>（「ちょっと聞こえない」と嵯峨議員）</p> <p>用地の交渉の方を行いましたけれども、ご本人からもう自分のところまでは来られるから、要りませんと言われてまして、事業の方を中止というかたちにしております。</p> <p>（「分かりました」と嵯峨議員）</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>7番森田幸一議員。</p> <p>すみません。ページ数ちょっと分かんないんですけど、2款3項1目、個人番号カード関連事務委任交付金20万8,000円、このことについて、現在この個人番号カード、普代村でどれぐらいのカード保有で、まだカードを保有していない方はどのぐらいいらっしゃるのか。</p> <p>それから、これはいつまでという期限がありましたっけか。村としては、なるべく早く全村民が交付、持ってほしいというところだと思うんですけど、今後の課長のスケジュールはどういうふうに交付される方を増やしていくのか、その辺もお伺いします。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。個人番号カードの現在の普及率と今後の普及率向上に向けての取り組みというようなお尋ねだったと思います。まず、普及率でございますが、件数で言いますと、今年度1月の末になりますが、約920件ほどの申請をいただいております。実際にご本人が受領する件数は、少し下回る数字であります。まず920件ほどと。前年度と比較をしまして、前年度が590件ほどでありましたので、300数十件申請が増えている状況であります。一昨年につきましては、各地区の公民館へ出向きまして、申請の特別窓口というかを開設をいたしまして、その際には120件ほどの申請をいただいたところでありまして、今年度につきましては、平日のですね、窓口の時間延長と、土日の特別開庁を行いまして、今年度も300件ほど上がっていますが、2回ほどやっております。11月と3月にですね、行いまして、それで100件までではないですけども、その申請をいただいていると。</p> <p>あと、国の方のですね、このカードの普及に伴う取り組み等もありまして、本村だけではないんですけども、各市町村ですね、その申請件数が増えている状況でありますので、引き続きですね、皆さんにあまりお手数をかけないようなかたちで申請を受け付けたいなというふうに思っています。まず、土日の開庁の引き続きの実施等も含めて、4年度も取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p>
--	---	---

	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>(「残りは何件ぐらい」と森田議員)</p> <p>920 件ほどですので、人口が約 2,480 人ぐらいですか、920 件ですので、ちょっと引き算が今できないですけども、それぐらい残っているということです。この件数については、出生された乳児も含めての件数になりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>(「分かりました。終わります」と森田議員)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>3 番大上浩史議員。</p>
	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>3 番大上です。1 番の同僚議員も質問した内容について、建設課長の回答の分について再度お伺いしたいと思いますが、回答に当たって、本人が必要ないからやめましたという説明ですが、本人の要請によって、やるやらないは村が決める内容のものなんですか。やっぱり村とすれば、必要性が道路なのか橋なのか分かりませんが、村として必要性があると、本人もさることながら、当然本人からも要請があったかもしれませんが、村として必要性があるということで、それを予算に計上し、やろうとした内容だと思うんです。それが、個人が申請しました、個人が必要ありません、やめました、はいそれで予算を取り消しますと。そんな簡単な事業なのかどうか、そこら辺を再度詳しく聞きたいと思ひますし、なおかつその現場がどこだったのか。前村長の深渡村長ということになる訳ですが、その前なのか、後ろなのか、横なのか、そこら辺の事情説明をお願いします。</p> <p>それからもう 1 件、ページ数は 16 ページの 7 款のくろさき荘繰出金の 800 万円の件ですが、これは別なまた議案で出る訳ですけども、ここに 800 万円ということがありますので、どっちでこれの説明を聞いた方がいいのか。ここで繰出金のあれを決定するということになる訳なんで、そこら辺の関連性を、総務課長、どっちがどうで、どこでこの 800 万円を議論したらいいのか、そこら辺の内容についてお伺いしたいと思ひます。関連性として、ここに資料をもらった令和 2 年度・3 年度の比較の関係で、収入の分の繰入金で 3,800 万円と 1,800 万円がある訳ですが、この 3,800 万円というのはどういう内容の 3,800 万円だったのか、令和 2 年度はこれが要らなかったのか、ここら辺の問題も聞きたいと思ひますが、そこら辺が議案第 4 号で聞いた方がいいのか、今聞いた方がいいのか、ここら辺の内容についてもお伺いしたいと思ひます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>先ほどの上普代 6 号線の関係でございませんが、まず災害で村道である橋が流失されたということで、まずそれを利用していただお二方から、村道ですので、もちろん復旧してほしいと、利用している、家に行けないということで復旧してほしいと強い要望がございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、補助災ではちょっと認められないと。何度か要</p>

	<p>議長 川向総務課長 議長 大上浩史議員</p>	<p>望もしておりますが、認められなかったということで、今度は単独での橋の架け替えとなりますと、距離的にもかなり大きい金額になるということで、ちょっと橋の単独での架け替えは難しいという。そういった中で、話し合いの中で、それじゃ橋のたもとから山沿いに村道を造り替えるといいますか、そういった内容で話しは進んできておりました。ご本人もとにかく家まで来る道路を付けてほしいと、今まであった村道なのでということで、そういったことでご本人からも強く要望されておりましたので、予算計上しておりました。ところが…。</p> <p>（「いや、本人のことはいいから、村ということを聞いている訳」と大上浩史議員）</p> <p>もちろん必要であるということで、村道認定もしてございますので、それに代わるものとして整備が必要であると考え、予算も計上はしております。もちろん利用者の方からも道路として復旧してほしいという要望もありましたので、予算計上して、必要であるということで用地交渉も行って施工したい旨話し合いを進めてきておりましたが、位置の方は川沿いに上っていくような感じの道路の予定をしておりましたけども、最初予算化するときには、そういったここら辺を道路通しますという中身も説明させていただきまして、概ねご理解もいただいておりますので、道路としても必要であるということで予算化はしております。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>観光費の中の休養施設事業会計の繰出金でありますので、この部分で検討・協議していただければというふうに思います。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>今の説明の中に、それこそもう深渡前村長までは、深渡村長個人が道路を造っている訳ですよ。何も村に関係ない訳です。そして、その500何十万円を造ろうとするのは、それからまた向こうの側道、道路でしょう。こっちの道路じゃない訳だ。そういう時間的な隔たりがある訳ですよ。その中において、深渡村長の家、私もよく分かんないで言うんですが、深渡村長の家から向こうの家までの道路を造るんだということでしょう、内容は。ということは、それこそこっちの方はもう出来上がって、橋には関係ない訳です。今説明すると、それこそ橋も引き続き村道だったと。橋もそれこそ村道の橋だったんですか。仮にそれが村道の橋にせよ、それこそもうそれは不可能だという、課長も不可能だということで、それこそ時間的な関係で、深渡宏前村長の家へ行く道路はもう出来上がっている訳だ。個人がもう自賄いで道路を造って。</p> <p>そうした中において、そしてそれを個人の要請だということで、個人の分を造るのだというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。村の考え方がやはり必要だということであるならば、それはそれで、そうかもしれないけども、それこそもうその時点では、災害の時点では、あそこに家はあっても、人はいなかった訳ですよ。いないと思うんですよ。</p>
--	--	---

	<p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 山崎農林商工課長</p> <p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>それが最近になって、それこそ普代に戻るとか、うんぬんかんぬん事情があつて、やはりこんなことは言いたくないけども、代替で造ってくれというようなことでの事情で予算化した内容のものだと思うんです。そうならそうで、いろいろしゃべられない事情があつて、それはそれでやっぱり予算は計上したったけれども、結果的にはごめんなさいということでやめたという素直なことであればいいけども、そうでなく、ああでもないこうでもないということで、本人が要らないからやめましたって、単純にそんないいかげんな回答とかやり方はないと思うんですよ。まだまだ言いたい部分があるけども、私 3 回しか言い分がありませんので、いずれもう少し納得いく説明をしてください。</p> <p>繰出金の分はいいですか。</p> <p>繰出金の部分も、それこそまだある訳ですが。その繰出金の関係、3,800 万円の分についても説明してください。</p> <p>こっちの回答ですか。</p> <p>どっちもです。</p> <p>山崎農林商工課長。</p> <p>お答えをさせていただきます。今年度の繰入金の 3,878 万 5,000 円の内訳ということで、こちらまず 2,000 万円は先日の 3 月定例会で運営費補助をいただきまして 2,000 万円、残りの 1,878 万 5,000 円のうち、公債費、食堂の整備分と部屋の空調設備を設備した部分の償還分の 1,628 万 4,000 円、そのほかに備品購入としまして保冷車購入の 200 万円、それから修繕でお風呂の脱衣所の床の張り替えがちょっと 30 万円だったか 40 万円だったか、その部分が入っての 3,878 万 5,000 円となっております。</p> <p>(「その 2,000 万円の分についてを」と大上浩史議員)</p> <p>2,000 万円は、先日の 3 月定例会で運営費助成いただいた 2,000 万円は、これに入っております。</p> <p>(「いやいや、3,800 万と 2,000 万、ああ内」と大上浩史議員)</p> <p>はい。2,000 万円は、その中に含まれておりますので。</p> <p>(「分かりました」と大上浩史議員)</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず、橋を渡った先にも村道が一部残されたというか、橋が流されましたので、残っている状態。そこに、川沿いに村道をつなげましょうというのもございましたので、あくまでも村道として整備していくということで話ししておりましたが、用地交渉で一切土地の方はだめということで認められませんでしたので、今回落としたということで、あくまでも橋の先にも、橋でおしまいではなく、その先もありましたので、そこにつなげるために村道ということで、家の中を通らないで川沿いに下りて村道を造るということで予算計上はしております。</p>
--	---	--

<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>(「その用地交渉がだめになったという意味は」と大上浩史議員) 用地交渉が断られたというのは何でだと。 続けて答弁お願いします。 用地交渉、当たった訳でございますけども、ご本人からすればもう家には来られるからということなのか、その辺はちょっとご本人の思いが どういう思いだったのかあれですけども、いずれそっちの方の道路はもう要らないといえますか、その用地は売らないという…。 まあ、そうですね。村道の方は、実施はちょっと、協力はしてもらえないというふうに強くご本人から言われまして、今回事業中止というかたちになっております。 (「用地交渉がだめになったという、その理由を聞いている訳だ」と大上浩史議員)</p>
<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。 込み入った中身にはなっていますけれども、ちょっとその奥の方にはもう通したくないと、通らせたくないという中身のものとございました。</p>
<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。 3番大上です。3回目でこれで終わりになりますが、用地交渉がだめになって結局、この事業もだめになったということの原因というか、もともと用地交渉というのは第三者の用地であって、それを買うことができなかったから、結局通すことができなかったんですよというようなさっきの説明だ訳です。それは、その用地は本人だったと言うけども、それも今度は用地交渉というのは関係ないことですよ。そういった問題と、いずれ私が冒頭から言うように、それこそそこを予算化する、それをすること自体どういうふうに村とすれば必要性があって、それを取りあげだったんですかと。私から言わせれば、そこまでは深渡前村長の道路がもう出来上がっていて、それ以降の分の道路でしょうと。よく分かんないで私質問するんですが、現場見たこともない訳ですが、ただばふっと考えれば、村長の隣に、あっち側に銭袋さんという家が合った訳ですが、多分そこまでの道路の取り付けでないのかなという思いで質問している訳ですが、当時そのころは、もう災害に遭った辺りの以降は、あそこに家はあったけども、人はもういなかったんでないのかと。最近それこそそういうふうにそこを誰が買ったのだから、地主だったのか分かんないが、その人が急遽そこを利用するために道路を付けてくれということで、本人は付けたんじゃないですかという思いで、そんな単純な内容で、そんな道路を簡単に村は付けていいのかというのを私は疑問に思うから、そんなんであれば「私もあそこに道路を付けてください、ここの道路を付けてください」と、みんなそういう要望があったときに、「はいはい、はいはい」って付けてくれますか。そういう訳にはいかないでしょう。だから、そこら辺がどういう必要性があって、道路を付けなければならな</p>

	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>い、予算化しなければならなかったんだということについて、私の納得いく説明をしてくださいねと言っている訳です。だから、そういう意味で用地交渉がだめだったと。じゃあ、その用地は誰だったのやと例えば、それは今度は本人の用地でしたと。それは理由にならないでしょうということを行っている訳ですよ。</p> <p>あと、この3回目なので、この800万円についてはどうしてもやっぱり関連性があるので、まだこれは留保してもらいたいなど。議案第4号だか、あっちの方に関連があるもんだから、そこで話し合いをして、それもOKだったらOKでやってくれませんかということです。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>予算通ったときの必要性ということになる訳でございますけども、まず確かに奥の方には今言った方の土地はありますけども、この予算化したときはその方からは特に話しは出ておりませんで、あくまでも橋が流された、その橋の付け根まで村道をつなげるという目的での予算化でございます。あくまで流された先に村道が残りますので、橋の付け替えはちょっとできないということで、陸上を川沿いに上がっていくという私たちの村道をつなげ直すという目的で予算計上しておりました。もちろん予算計上する前には、その地権者の方にも内々にはお話しをして、まあいいでしょうという話しでしたので、当時計画にも入れて予算化した訳でございます。ただ、今実際施工するに当たって、用地交渉、挨拶に行ったときに、「ちょっと通したくない、売らない、道路は通さない」という強く内容を言われていましたので、今回断念したということになります。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>なかなか込み入った案件でございますけれども、大上議員さん、まだ言いたいことはあろうかと思いますが、いかがですか。</p> <p>（「よろしいです」と大上浩史議員）</p> <p>いいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>今も問題になっているんですけど、7款商工費の観光費の繰出金800万円の件ですけれども、これは出さざるを得ないと思うんですけどもね、繰出金の800万円は。ただ、今年度も実質赤字が3,000万円をくろさき荘は超えていると。これを毎年繰出金で賄っては、とてもじゃないが、村の財政にもかなりこれからも響いてくるんじゃないかと。それで、これは村長の見解を聞きたい訳ですけども、あくまでこの何年、人がコロナでどうのこうのというのも実際的にはくろさき荘自体で長い目で見ても、やっぱり経営的に今のようなやり方ではなかなかうまく利用できないような気がするんです。それで、あくまでどこかの時点でこのくろさき荘の件に関して、特別委員会なり何なりを設置して、向かい合って今からのあれを方向性というか、練っていくべきだと思うんです</p>

議長
榎屋村長

けども、その辺、村長はどのような見解を持ちますか。

榎屋村長。

まず、議会のたびというかたちになってしまいましたけれども、くろさき荘の件での収支不足で、本当にご心配、あるいはご迷惑をおかけしておるとのこと、おわびをさせていただきます。1月末時点で3月末の予測をした数字が、担当課長も反省しておりますけれども、非常に甘い、前年と同じようにいくものというふうなことで説明をした中での予測を出したようでございますけれども、私を含めて担当課長もそれを甘く出した、うまくコロナが収束して、早く回復するといったことの読みが非常にまずかったというふうなことでおりますし、また全体的な年度内のいろんな検証といった、最終的にこうなるというのを1月末時点での予測ではなく、もっと早く、9月なりそこらでしっかり対応をして、評価をして、そしてそこでいろんな手立てをすれば、少しでもそれが赤字が減少といったことにもつながったのかなというふうなことも思いますと、この点についても非常に反省をしなければといったようなことで思っております。担当課長、それから係をそういった面で人員を増やして、しっかり対応するようにといったような考えの下に、今回の定期人事異動で体制の立て直しをしまして、マネジメント体制のしっかりとしたものをつくり上げていくというふうなことにもさせていただいております。何も今の課長がうんぬんかんぬんではなく、やっぱり兼務をさせていたという私の責任というのは非常に大きいものがあるなと思って、そういった措置も取るようにというふうなことで講じたところでございます。

いずれ、2,800万円という数字は非常に厳しいですし、非常に重く受け止めて、このような数字を出したといったようなことで、本当にしっかり対応しなければというふうに思っておりますのでございます。大変無理なお願いになりますけれども、何とか今回出てしまった部分については何とかご理解をいただく中で、次に先ほどお話ししたような反省を基に対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうなことで思っております。そして、そのご質問の方向性につきましては、この数字が補正で上がってきたころから、どうやったら、休んだら少しよくなるのか、それから継続したら村内経済の効果とあれとどういうふうになるんだというのをちょっと作戦を立てたり、数字を出してみるといったような指示もしておりましたけれども、具体的には三セクでやっているもの、直営でやっているものによっていろんな違いがあつて、またそこらのはっきり出ない訳ですけども、いずれこのままコロナ禍が続く中では、そこらの対応もしっかり検討して取り組んでいきたいなど、そしてまた議員等の皆さんと相談をしていきたいなというふうなことで思っております。

ただ、頑張る分は頑張らないと、すでに借り入れしている部分を、まだ償還が残っている分をやめたとなると、すぐお支払いしなさいという

	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>ことで、5年分、7年分というのを一回に払わなければならないといったようなことにもなってしまいますし、また解体等でいただいていた補助金等も返せとはならないはずですが、非常に厳しいお叱りを受けたりといったようなことにもなるというふうに思っておりますので、私とすれば何とかいろんな手立てを講じたり、そういった体制もしっかり整える中で、今の過疎債が残っておる部分があるうちといたしますか、そこらのめどを、一回に返さなくてもいいようなことでの取り組みをしっかりとしていくように取り組んでいく中で、議員さんおっしゃるように、先々のことについても検討していかなければならないというふうなことでおおるところでございます。非常に厳しい状況でございます、本当にご迷惑かけて申し訳ございませんけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>前にも聞いたんですけど、村長の答弁、苦しいのは分かります。やめるにもやめられないと。ただ、とにかくどこかの時点でやっぱりそれを含めて、今の体制というか、これはあくまで村長がしゃべったように、担当者の責任ではないと思います。ただ、それに向かって今度、今まで山崎課長も兼任でやっていた面があるし、今村長がその辺も含めて新しい室長の下にもう一回やっていきたいというようなあれを伺いましたので、まず一回勝負に今までの体制を変えて、一回勝負が黒字というのは、当然これは今までのあれだし、三浴道もなくなったというか、もう完成してお客さんもなくなった、大変な、本当に担当者は苦労しなきゃなんないと思うんですけども、いつまでもとにかく今のようなあれを、やり方というか、打破したあれを悩んでもらって、いくらかでも、せっかくあちこち整備もしていることだし、その辺は生かしてもらえるような、いくらかでも今までよりはプラスになるような政策というか、戦略を練ってもらって、とにかくこのくろさき荘があまり負担と言えぱちょっとあれですけども、正直な話しそうなると思うんですけども、とにかく新年度からまた新たなアイデアをいっぱい出してもらって、やってもらわなきゃ、これはとんでもない話しになるなと思いますのでお願いしたいと思います。</p> <p>それから、さっきの上普代6号線の件ですけども、よく大村課長のあれが、もうちょっと説明をお願いしたいんですけども、もともと上普代6号線というのが、深渡さんへ行く途中まで6号線という道路があって、その先にも6号線、村道があって、その間が私道というか、個人的な道路なんですか、道路というか用地。それとも、この上普代6号線というのは、どこまでの今現在村道になって、その先を飛んで、その先も上普代6号線というのはあるんですか。ちょっとその辺の説明をお願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p>
	<p>議 長</p>	

	大村建設水産課長	この上普代 6 号線は、前にカッコ仮称と付いておりますので、まだ上普代 6 号線というものは存在していない。新たにつなげるので、仮称で上普代 6 号線ということになります。今まであった道路は国道から真っすぐ延びて、橋を渡った先も村道認定になっておりました。なので、今回新たに仮称ですけど、上普代 6 号線という路線を造って、流されて通れなくなった分をつなげるといった内容のものでございます。
	議長 大上智議員	4 番大上議員。 じゃあ上普代 6 号線というのは存在しないということですか。分かりました。以上です。
休憩再開	議長	ほかにごいませんか。 暫時休憩いたします。(16:11)
		休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:22) ほかにごいませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 1 号「令和 3 年度普代村一般会計補正予算(第 11 号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
休憩再開	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 午後 4 時 35 分まで休憩といたします。(16:22) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:35) 審査の方法についてお諮りいたします。 日程第 7 議案第 2 号から日程第 9 議案第 4 号までの「特別会計補正予算」の 3 件につきましては、一括上程し、説明を受けた後、各議案 1 会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。 日程第 7 議案第 2 号「令和 3 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)」 日程第 8 議案第 3 号「令和 3 年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第 5 号)」 日程第 9 議案第 4 号「令和 3 年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第 4 号)」 以上、3 件を一括議題として上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。
	川向総務課	それでは、一括上程されました議案第 2 号から第 4 号につきましてご

令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	議長	<p>説明申し上げます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>それでは、議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号)	議長	<p>議案第3号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号)」の質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第4号)	議長 大上浩史議員	<p>議案第4号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第4号)」の質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>議案の内容についての質問ではございませんが、いずれこのくろさき荘の経営に当たって、村長にお願いがある訳ですが、やはり議員と一緒に話し合いを近いうちに持って、これは私の個人的な意見ですが、くろさき荘に、それこそさつき1番議員が言っているように、1,000でも2,000でも貢献する意味で、宿泊をゆっくりしながら、議員たちも5時間でも6時間でも検討をすると。それが果たして、そのあれができるのかできないのかは別として、いずれ意見としてこういうことをやったらいいんでないか、ああいうことをやったらいいんでないか、一応そういうことを。給食の分についても今のような料理が果たしていいのかどうか、そういった内容と、ざっくばらんな話し合いをし、それが何ぼうかでもいい方向に向かうようなことがあればいいなという思い、特に私は先ほども申し上げましたように、やはり専属の管理人が必要でないのかなど。こっちは課長がやらないばなんない、こっちはやらないばならないでは、</p>

	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>どうしてもやっぱり比重はこっちの方の中になるもので、やはりうまくないんでないかなという思い。</p> <p>それから、経理もこっちの方で経理している訳です。全然伝票がただこっちの本部に来て、それを記入して、はい、3月分ができました、2月分ができましただけでは、何にも意味がない訳です。やはり経理をすることによって、資材が高かったのか安かったのか、これが必要なか必要でないのかというのをやっぱり現場にいる人がそういうのを作成することによって、食料費がちょっと高いんでないとか、原価計算すればこれがこうだああだというのは、現場にいれば分かるのであって、何にもそれこそ3月はこうで2月はこうで1月はこうでって、ただ起票するだけでは全然意味がないと思うんです。現場にいる人は、何今度は経理も何にも認識していないから、何がかかってどうだというのを全然訳も分かんないでやっているという。やはり経理は経理の責任者があって、「料理長、これはこういうふうにすべきだ」とか、あるいは責任者がこうやってくろさき荘にいないで、東京出張してお客さんと呼んでくるとか、生徒を呼んでくるとか、やはりそれに携わるような内容の専門職をまずやるべきでないのかなというのが私の個人的な意見で。それが通るとは思いませんが、恐らく議員等もそれなりに、これはこうあるべきだ、あああるべきだという意見も十分皆さん持っていると思うんで、議員にも責任を持たせるような内容でくろさき荘の経営を、どこも今赤字、赤字でどうしようもないという。特にど素人のこんな田舎のくろさき荘とかえぼし荘とか北限閣とかというようなのは、全然利益が上がる性質のものでない訳ですよ。だがしかし、あそこをなくすれば、普代にはそれこそ観光事業が何にもなくなる。どうしてもやっぱり村長が言うように、くろさき荘はなければならぬですよ。みんなそう思っているんです。だがしかし、赤字になってはうまくない、赤字もやむを得ないけども、それこそ赤字の金額を少なくしなきゃならないというのが経営努力であって、それをやっぱりお互い真剣にやしないと、さっきも議長が言うように、1億7,000万円の累計赤字をようやく10年ぐらい前に補填している訳だ。これが今3年経過して、5,000万円ぐらいのもう赤字になっている訳ですよ。これがまた引き続きと言えば、10億円も累計赤字になる可能性だってある訳ですよ。だから、それをいかに食い止めるかということを考えないばなんないので、本当に村長にだけ責任をかぶせるということは、われわれも心外な訳ですが、いずれのもんにも何とか赤字を補填するような、少なくするような考え方を議員と一緒にやってやるようなことをやってもらいたいという希望だけで終わります。以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>
--	---------------------	---

令和4年度普代村一般会計補正予算(第1号)	議長	<p>議案第4号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10議案第5号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>間もなく会議時間終了の時間ですが、このまま延長して会議を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、延長して会議を続けます。</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
令和4年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)	川向総務課長 議長 議長	<p>日程第11議案第6号「令和4年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第6号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和4年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>村道路線の認定について</p>	<p>議長 大村建設水産課長 議長 議長 議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 12 議案第 9 号「村道路線の認定について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 大村建設水産課長。 それでは、上程されました議案第 9 号についてご説明いたします。 (以下、建設水産課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 9 号「村道路線の認定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>休憩再開 請願審査報告</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。(17:05) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(17:06) 日程第 13 報告第 1 号「請願審査報告」の件を議題といたします。 産業経済常任委員会に審査付託しておりました請願 1 件につきまして、 普代村議会会議規則第 95 条の規定により、審査報告書が提出されております。</p>
<p>令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書</p>	<p>大上産業経済常任委員会委員長 議長 議長 議長</p>	<p>大上智産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。 大上智産業経済常任委員会委員長。 報告第 1 号、請願審査報告書。 (以下、産業経済常任委員会委員長報告、記載省略) 報告が終わりました。 委員会審査報告については、大上智産業経済常任委員会委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、委員長報告のとおり決定いたしました。 日程第 14 発議案第 1 号「令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」の提出について、を議題といたします。 普代村議会会議規則第 14 条の規定によりまして、大上智産業経済常任委員会委員長より発議案の提出がありましたので、大上智産業経済常任委員会委員長の説明を求めます。 大上智産業経済常任委員会委員長。</p>

<p>閉 会 (17:14)</p>	<p>大上産業経済常任委員会委員長 議長 議長 議長</p>	<p>発議案第1号「令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」の提出について。 (以下、産業経済常任委員会委員長説明、記載省略) 説明が終わりました。 これより質疑を許します。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 発議案第1号「令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」の提出については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、取扱いについては議長に一任願います。 本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 以上をもちまして、令和4年第3回普代村議会臨時会を閉会といたします。 ご苦労さまでございます。</p>
------------------------	--	--

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中村 裕

署名議員 古沼 和也

署名議員 森田 幸一

